上越市選挙管理委員会告示 第51号

令和8年5月31日執行の新潟県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定による投票所の閉鎖時刻を変更する投票所を次のとおり定めた。

令和8年5月14日

上越市選挙管理委員会
委員長　澤　海　雄　一

1　閉じる時刻を繰り上げる投票所

別紙のとおり